実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する 有識者会議の公開について(案)

平成26年10月 実践的な職業教育を行う新たな高等教育 機関の制度化に関する有識者会議決定

1. 議事の公開

本会議の議事については、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、会議が非公開とすることが適当であると認めた場合には、会議を公開しないことができる。

2. 会議資料の公開

本会議で配布される資料については、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、本会議が非公開とすることが適当であると認めた場合には、資料を公開しないことができる。

3. 議事録の公開

本会議において議論された内容については、議事録を作成し、公開するものとする。ただし、上記1により、会議が非公開となった場合は、これを公開しないものとする。また、内容に応じて、議事要旨を議事録に代えることができるものとする。